

日本地域経済学会会則

第1条（名称）

本会は、「日本地域経済学会」(The Japan Association for Regional Economic Studies) と称する。

第2条（目的）

会は、地域経済学に関して、研究者の交流・提携を図り、科学的な理論、分析、政策、及び歴史の分野における研究の発展を目的とし、地域経済の民主的発展に寄与する。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1.定期研究報告会の開催。

(1) 毎年1回、原則として総会と同時に開催する。必要に応じて、臨時に研究報告会を開くことができる。

(2) 支部を設けた場合、支部ごとに研究会を開くことができる。

(3) 共同研究プロジェクトを設けた場合、会員相互で共同研究に励み、支部研究会などとも連携し、その成果を学会内外に発表することができる。

2.研究報告書の公表。

3.学術講演会・シンポジウムの開催。

4.国内外の関連学会との交流。

5.地域経済学関連情報・資料の収集・整理。

6.その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第4条（支部）

本会に支部を置くことができる。

第5条（会員）

1.本会の会員は、普通会员、名誉会員、賛助会員の3種とする。

2.普通会员は、本会の趣旨に賛同する地域経済学の研究者及び関連する諸分野の研究者とする。なお、普通会员は、一般会員、院生会員、シニア会員とする。

3.院生会員は大学院修士課程・博士前期課程及び後期課程に所属する会員で、院生会員になることを申し出、総会にて承認された者とする。

4.シニア会員は65歳以上の会員で、常勤の研究職等に在職していない者のうち、シニア会員になることを申し出、総会にて承認された者とする。

5.名誉会員は、本会運営に多大な貢献があったと認められる者のうち、理事会から推薦されて総会にて承認された者とする。ただし、名誉会員は普通会员としての権利を有しない。

6.賛助会員は、本会の目的・事業に賛同する法人・団体又は特定の個人とする。

第6条（入会・退会手続き）

- 1.本会に入会を希望する者は、所定の申込書に普通会員1名の推薦を得たうえ、本会に提出し、理事会の審査承認を得なければならない。
- 2.賛助会員として入会する場合は、理事会の承認を得なければならない。
- 3.本会の会員は、附則に定める会費を納めなければならない。既納の会費は返却しない。
- 4.退会を希望する会員は、退会届を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 5.会員が次の事項に該当した場合は、総会は理事会の承認に基づき該当者を除籍することができる。
 - (1) 会費を4年以上継続して滞納している場合。
 - (2) 本会の名誉を傷つける行為のあった場合。

第7条（役員）

- 1.本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名 (2) 理事長1名 (3) 理事20名以内 (4) 会計監事2名
- 2.役員を選出は、次の各項による。
 - (1) 理事は、普通会員の互選に基づき投票によって決定する。
 - (2) 会長は、理事会の推薦に基づき、総会の承認を受ける。
 - (3) 理事長は、理事の互選によって決定する。
 - (4) 会計監事は、理事会の推薦に基づき、総会の承認を受ける。
 - (5) 理事の補充が必要な場合は、普通会員の中から理事会の推薦に基づき総会において決定することができる。
 - (6) 理事と会計幹事は、理事選挙の選挙人名簿作成時点で65歳未満の会員である者とする。
- 3.役員任期は、次のとおりとする。
 - (1) 任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (2) 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (3) 任期満了後も、後任者の就任まで前任者は引き続きその職務を行う。
- 4.役員職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、総括する。
 - (2) 理事長は、本会の会務執行を統括する。また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 理事は、理事会に依り一般の会務を処理し、事業を遂行する。
 - (4) 会計監事は、本会の会計を監査する。

第8条（顧問）

- 1.学会に顧問を置く。
- 2.顧問は、普通会員で、本会運営に多大な貢献があったと認められる者のうち、理事会から推薦されて総会で承認された者とする。なお、顧問は名誉会員になることができる。

第9条（総会）

- 1.通常総会は、年1回、会長が招集する。
- 2.臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は普通会員20名以上から会議の目的とする事項を示し請求のあったときに、開催する。
- 3.会は、委任状を含めて普通会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。
- 4.総会においては、次の事項を協議、決定する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 会計報告
 - (3) 事業計画
 - (4) 予算
 - (5) 役員選出
 - (6) 会則の変更
 - (7) 除籍の決定
 - (8) 名誉会員の決定
 - (9) 顧問の決定
 - (10) その他総会での決定を必要とする事項
- 5.総会における議決は、出席普通会員の過半数による。

第10条（理事会）

- 1.理事会は、理事長が招集する。
- 2.理事会は、次の事項を協議、決定する。
 - (1) 会議案書の作成。
 - (2) 決算書及び予算書の調製。
 - (3) 入会希望者の加入資格の判定と加入の承認。
 - (4) 退会届の承認。
 - (5) 除籍者の決定。
 - (6) 本会の目的を達成するための諸活動・諸事業の執行。
 - (7) その他の事項。
- 3.理事会に専門委員会を設置し、担当の常任理事を置く。
- 4.理事会の決定は、出席理事の過半数の多数決による。

第11条（資産及び会計）

- 1.本会の運営並びに事業は、次の資産により行うものとする。
 - (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) その他の収入
- 2.本会の会計年度は、設立の年を除き、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第12条（会則の変更）

会則の変更は、理事会、又は普通会員の5分の1以上の提案により総会出席普通会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(附則)

- 1.本会の事務局は、当分の間、駒澤大学内に置く。
- 2.事務局に事務局長を置く。
- 3.本会の会費は、次のとおりとする。なお、会費は毎年4月中に納入するものとする。
 - (1) 普通会员のうち一般会員は年額8000円、院生会員は年額5000円、シニア会員は年額5000円とする。
 - (2) 賛助会員のうち個人は1口年額5000円、法人・団体は1口10000円とする。賛助会員は第3条で定める毎年1回開催する定期研究報告会、支部研究会に参加することができるほか、学会誌を受け取ることができる。
 - (3) 名誉会員は会費を免除する
- 4.この会則は、1989年10月10日から施行する。

改定履歴

- 「1994年10月30日一部改正」
- 「1999年10月31日一部改正」
- 「2002年11月9日一部改正」
- 「2003年9月20日一部改正」
- 「2006年11月5日一部改正」
- 「2008年11月29日一部改正」
- 「2009年12月12日一部改正」
- 「2011年11月12日一部改正」
- 「2013年11月30日一部改正」
- 「2014年9月20日一部改正」
- 「2016年12月3日一部改正」
- 「2017年12月9日一部改正」
- 「2019年12月7日一部改正」
- 「2021年11月14日一部改正」
- 「2023年11月11日一部改正」